

令和 8 年 10 月 14 日

各部長・部外局長 様

経営管理部長

令和 9 年度の予算編成方針について

このことについて、別海町財務会計規則第 6 条の規定に基づき、下記のとおり「令和 9 年度の予算編成方針」を定めたので通知する。

記

1 我が国の経済と本町の財政状況

(1) 我が国の景気及び国の当面の経済財政運営

令和 8 年 9 月の内閣府による月例経済報告では、景気は「緩やかに回復しているが、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある」とされている。先行きについても、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が回復を支えることが期待される一方、金融資本市場の変動の影響などにも注意が必要とされており、現時点では、なお不透明な状況にあると考えられる。さらに、近年の物価高騰や賃上げの動きを踏まえれば、行政コストの上昇は今後も続くものと見込まれる。

地方財政については、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」を踏まえ、総務省の令和 9 年度概算要求では、一般財源の総額を令和 8 年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準確保することとし、地方交付税総額は、令和 8 年度当初比で約 4.3%増の 21 兆 624 億円を要求している。また、地方の歳出水準は、国の一般歳出の取組と基調を合わせるものとされており、物価高騰を反映する一方で、地方にも一定の歳出改革が求められる状況は続くものと考えられる。国の財源措置が本町の実態に見合うものとなるか、動向を引き続き注視する必要がある。

(2) 別海町の財政状況と今後の見込み

令和7年度決算は、実質収支が324百万円の黒字、基金全体の残高が19,323百万円、うち財政調整基金が1,654百万円となり、一般会計全体としては、財政運営計画を上回る良好な状況にある。

一方、経常収支に着目すると、その比率は95.2%となり、過去最も高い水準となった。給与改定や施設管理運営費の増により、経常歳出が経常歳入の伸びを上回っている。令和8年度は町税、普通交付税とも増加傾向にあるが、物価高騰や労務単価の上昇は引き続き施設管理運営費等に影響を与え、経常収支比率は高止まりが続く見込みである。

2 基本方針

昨年度に引き続き、予算を「事業予算」と「経常予算」に明確に区分し、それぞれの考え方で編成する。全職員がこの考え方を深く理解し、予算編成に臨むこと。

区分	事業予算（投資）	経常予算（持続可能な行政運営）
位 置 づ け	総合計画の達成に向けた、まちづくりへの投資。人口増加、地域経済の好循環、住民福祉の向上といったリターンを目的とする。	行政運営の継続性を支える経費。徹底した効率化を追求する。
財 源	国・道等の補助金を第一に模索する。そのうえで、ふるさと応援財源を活用できる。	ふるさと応援財源は活用しない。法令等による特定財源のほかは、町税、普通交付税等の経常的な一般財源で賄う。
要 求 上 限 枠	設定しない。	課単位で設定する。物価・労務単価の上昇等を踏まえ、一定の増額を見込む。
要求の考え方	事業ごとに必ず終期を設定し、終期に成果指標によって継続の可否を判断する考え方を取り入れる。	適正な経費計上を行い、コスト抑制の視点を持って枠内で要求する。

3 事業予算の編成について

(1) 投資とリターンを意識した戦略的事業の推進

第7次別海町総合計画の達成に向けて、町長が掲げる「町民による町民のための行政」「町民がやろうとすることに対する支援」「投資が将来につながる政策」のビジョンの下、「第9次実施計画策定に係る24の重点検討事項」*に関連する事業をはじめ、投資に対するリターン（経常収支の改善や住民福祉向上への波及効果）を強く意識した事業に対し、引き続き積極的に財源を配分する。

（２）第７次別海町総合計画の第９次実施計画

令和９年度は、第７次別海町総合計画の第９次実施計画に当たり、令和９年度から令和１１年度までの３年間を対象に事業費調整及び査定を行う。令和１１年度は、現在検討中の第８次別海町総合計画の第１次実施計画に当たる年度であり、当該計画が固まらなければ判断できないが、現時点での見通しを踏まえた妥当な見積額により要求すること。

（３）事業の終期の設定と成果指標による継続可否の判断

事業予算として要求するものは、事業ごとに必ず終期（見直しの時期）を設定すること。終期の設定は、事業予算の要求の前提とする。長期にわたる継続を前提とせず、事業の目的や内容に応じて、成果を検証し見直しを行うのに適した時期を見極めて終期を定めること。

終期の到来時には、あらかじめ設定した成果指標に基づく実績を検証し、事業の継続可否を判断する。継続する場合は、成果指標により必要性を検証したうえで新たな終期を設定する。「終期の設定、成果指標による検証、継続可否の判断、新たな終期の設定」というサイクルで事業を管理していく考え方を全庁で徹底する。成果指標は、投資に対するリターンを測るものとして、事業の立案段階で設定すること。なお、これは事業の削減を目的とするものではなく、事業を適切に管理し、成果を次の投資につなげるための仕組みである。

（４）事業予算の財源確保

事業予算の財源については、第一に、国・道等の補助金を模索すること。そのうえで、有利な地方債の活用などを検討し、なお必要な場合に、ふるさと応援基金からの繰入れを検討すること。関係部署と連携を密にし、無計画に一般財源で要求しないこと。

（５）職員の挑戦を未来への投資へ

町の未来創造は、職員一人ひとりの挑戦意欲から始まる。職員においては、旧来の発想に捉われず、斬新な政策提案を臆することなく行うこと。

所属長は、その熱意と提案を町の未来への投資へと昇華させる重要な役割を担っている。調整の困難さ等を理由に安易に否定せず、提案者と共に課題解決の道筋を探り、実現に向けて力強く伴走すること。部署や立場を超えて連携し、町の未来像を共に創り上げることを強く期待する。

4 経常予算の編成について

(1) 適正な経費計上と徹底した効率化

経常予算については、町税や普通交付税等の主要な一般財源が増加傾向となってきたこと、また、物価高騰や労務単価の上昇が続いていることを踏まえ、令和9年度は「ゼロ・シーリング」を設定しない。必要な経費を適切に見積もり、適正に計上すること。

ただし、単なる価格転嫁による増額要求とするのではなく、業務内容や仕様、調達方法の見直し、事業手法の改善などを含め、コスト抑制の視点を持って対応すること。積算に当たっては、実勢を踏まえた適正な労務単価や資材価格を用いること。

また、この適正な経費計上は、経費の増加を無条件に認めるものではない。経常収支比率の改善を大前提とし、制度改正等による義務的経費の増を除き、業務の見直しや効率化により、後述の要求上限枠内での要求を徹底すること。

(2) 経常予算の要求上限枠

経常予算は、枠配分による編成を徹底する。所属長は「経営者」として、課単位で設定する要求上限枠の範囲内で、担当間の予算配分を自ら調整すること。枠の具体的な額は、予算編成方針等説明会において別途通知する。

要求枠は、現在の財政状況を可能な限り分析し、今後の財政状況の見通しを踏まえ、分野ごとに、増額もやむを得ないものと、削減を促すべきものを判断したうえで設定する。各所属長は、その枠の範囲内で、主体的に増額し、又は削減・縮小を検討すること。なお、枠の範囲内であっても、必要性の検討を怠らないこと。

(3) 行財政改革大綱の策定を見据えた経費の点検

令和10年度に、行財政改革大綱及びその推進計画の策定を予定している。その策定を見据え、令和9年度の予算編成から経費別に実態を分析し、真に必要な水準・形

態であるかを点検する意識を持って臨むこと。住民サービスに大きく影響を与えるような踏み込んだ削減を直ちに求めるものではないが、各所属長は、日常の事務や施設の維持管理など、その必要性や実情を最も把握している立場として、次の視点を職員と共有し、主体的に検討すること。

- ① 使用料・手数料の改正の要否
- ② 会計年度任用職員を含めた適正な職員数のあり方
- ③ 公共施設の適正配置（利用実態に基づく判断）
- ④ 公債費（財源措置のない元利償還金の繰上償還の可能性）

これらの点検結果は、所属長を対象とするアンケート（実施時期及び詳細は、経常予算の要求後に別途通知する。）等を通じて把握し、大綱の検討に反映する。

（４）業務プロセスの見直しと会計年度任用職員の配置

生産年齢人口の減少や雇用環境の変化を背景に、人材確保は一層困難になることが見込まれる。限られた人的資源の下で行政サービスを維持していくためには、まず、業務プロセスの見直しから着手することが不可欠である。所属長は、業務の廃止・簡素化、DX 等による効率化、課内・担当内の業務分担の見直しなど、あらゆる手段を検討し、その責任において業務の最適化を図ること。

そのうえで、なお会計年度任用職員の配置が必要な場合は、人員の確保のみを目的とした安易な配置要望とならないよう、業務プロセスの見直しの内容と、配置の必要性を明らかにして要望すること。

（５）企業会計、特別会計及び一部事務組合の一般会計からの繰入等

企業会計、特別会計及び一部事務組合への一般会計からの繰入等については、令和 8 年度当初予算から、事業費繰出分と経常繰出分を区分している。このうち経常繰出分は、要求上限枠の対象とする。

5 財政運営に関する事項（共通）

（１）地方債の適正管理

地方債については、財政運営計画で定めた借入限度額目標を踏まえつつ、辺地債

や過疎債など手厚い財源措置のあるものは積極的に活用する一方、財源措置のない借入は抑制する。財源措置のない元利償還金の繰上償還については、今後の一般会計全体の財政状況や国の地方財政措置の動向を見極め、判断する。

（２）財政調整基金の残高と不用額の精査

財政調整基金は、目標の 20 億円に向けて順調な回復傾向にあるが、国の動向等による収入見込額の下振れが生じた場合にも対応できるよう、令和 8 年度 12 月補正においても、緻密な不用額の精査に取り組むこと。

* 第 9 次実施計画策定に係る 24 の重点検討事項

1. 奨学金制度ほかリターン対策の進化
2. 企業誘致の促進
3. 地域活性化拠点再生構想の推進
4. 福祉施設への運営支援・介護人材の確保など老後の安心
5. 子育て支援の更なる強化
6. 超高齢社会に対応するための交通手段の確保
7. 加工業の強化など付加価値の向上
8. 商工業への経営支援、起業促進と就労者確保
9. 再生可能エネルギーの活用などゼロカーボンの推進
10. 水産系副産物再資源化施設の方向性
11. 義務教育学校建設規模の検討
12. ふるさと納税及びシティプロモーションの強化
13. 全庁的な人口戦略の推進及びデジタル地域通貨の活用
14. スポーツチームの誘致及び支援による地域振興
15. 持続的な財政基盤の確立及び財政状況の見える化
16. 次世代を担う職員育成
17. 保育人材の確保
18. 介護福祉施設の黒字化に向けた取組み
19. 酪農業の生産力の維持強化
20. ふるさと交流館の改修
21. スポーツ施設（町営野球場、スケートリンク等）の整備
22. 文化財の部署横断的連携による活用
23. 町立別海病院のサービス強化
24. 開基 150 年関連事業の推進